

法律診断



行政書士 社会保険労務士 牟田美智代事務所

過積載!! 御社の車両総重量は???

1990年代から始まった運賃自由化や不況の波。また、コスト削減傾向が高まり、排出ガス規制等の負担が増えました。

このような状況で利益を確保するため、車両やドライバーの回転率を増やす「過労運転」や、車両総重量を超過して積載してしまう「過積載」が出てきました。

過積載をすると、ブレーキが利かない!カーブが曲がりきれない!そして横転!!そのほか、「タイヤのバースト」「ボルトが折れる」など非常に危険かつ思いがけない出来事が起きます。すなわち「過積載は重大事故につながる」ということです。

過去に大型トラックのタイヤが外れて反対車線の観光バスに衝突し、バスの運転者が死亡するという事故や、東名高速道路を走行中、県警高速隊に止められ10割オーバーの過積載でドライバーが検挙され30日の免許停止処分、その後、家宅捜査を経て社長はじめ専務、運行管理者、ドライバーの4人が逮捕されるということがありました。社長の逮捕容疑は過積載容認のほか市街化調整区域内での営業、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)違反の3項目。過去に過積載での取締を受けたことも事故も無かったようですが、押収された資料から数年前から

常習的に行われていた事実が判明し、社長と専務は22日間、運行管理者は18日、ドライバーは16日間拘置されました。専務と運行管理者は起訴猶予処分、ドライバーは罰金7万円、社長は罰金30万円のそれぞれ略式起訴処分となった。という事件もありました。

滋賀県の環境事業公社が運営する最終処分場では以前、過積載の状態での廃棄物を運んでいた車両があったことがわかり、再発防止を徹底することにしています。2ヵ月間の搬入車両1400台を対象に調査したところ、およそ7%(96台)が過積載だったそうです。そのうちの70%(64台)は1事業者者に集中していた。という結果がでています。

コンテナ車の場合、混合廃棄物でも重量物(コンクリートガラ等)が多く含まれる場合は過積載の可能性があるので注意が必要です。過積載は最大積載量ではなく、車両総重量で確認されます。車検証に記載されている最大積載量を積んでしまうと間違いなく過積載となりますのでご注意ください。また、物流コストの削減はどの事業者さんでも課題の一つだと思います。だからと言って安全運行のための環境整備費用を削減してしまっただけでは、事故が起きた際大きな損害となって返ってきます。

